

第5回 防災対策指針検討会 議事録

1. 開催日時：平成18年6月15日(木) 13:30～17:30

2. 開催場所：(社)日本電気協会 4階 B会議室

3. 参加者 (順不同, 敬称略)

委員：芹澤(東京電力), 岩崎(関西電力), 奈良(北海道電力), 黒田(北陸電力),
中園(九州電力), 福田(日本原電) (計6名)

委員代理者：三木(青木・東北電力) (計1名)

常時参加者：斎藤(東京電力) (計1名)

欠席：霜垣(中部電力), 森脇(中国電力), 長尾(四国電力) (計3名)

事務局：長谷川(日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No.5-1 第4回防災対策指針検討会 議事録(案)

資料 No.5-2 運転・保守分科会 H18活動計画

資料 No.5-3 日本電気協会 防災対策指針検討会 パンチリスト

資料 No.5-4 JEAG4102 改定基本計画(ドラフト)

資料 No.5-5-1 原子力発電所の緊急時対策指針(案) JEAG4102-200X

資料 No.5-5-2 JEAG4102-200X(改訂案)各電力意見集約リスト

資料 No.5-5-3 原子力発電所の緊急時対策指針(再改定サンプル) JEAG4102-200X

資料 No.5-5-4 JEAG4102-200X 解説(サンプル)

参考資料1 第48回電事連防災検討委員会議事録

5. 議事

(1) 会議定足数の確認について

委員総数10名に対して本日の出席委員数は、代理委員も含めて7名で検討会決議に必要な委員総数の2/3以上の出席が確認された。

(2) 代理参加者およびオブザーバ参加者の承認について

本日、代理出席の三木氏(青木・東北電力)の会議参加を検討会主査から承認された。オブザーバ参加者はなかった。

(3) 前回議事録案の承認および第20回原子力規格委員会議事録(案)の紹介について

事務局より、資料5-1に基づき、前回の検討会議事録(案)については、本内容について承認された。また、資料5-2に基づき、第20回原子力規格委員会議事録(案)のうち、本検討会に関連するH18年度活動計画が紹介された。

(4) JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案の検討

岩崎副主査より、参考資料 1 に基づき、第 48 回電事連防災検討委員会議事録が紹介された。特に意見、コメントはなかった。主な内容は以下のとおり。

- ・ 原子力安全委員会・防災指針見直しは成案まで相当時間がかかる見込みであり、J E A G 反映必要項目があるか引き続き注視する。原災法の見直しについては、法改正はなく、省令の資機材基準が 8 月頃には改正される見込みであり、J E A G 反映を検討する必要がある。
- ・ 検討体制に関しては、電事連 L L W 委員会及び輸送委員会からメンバーを選出していただき、本検討会に加わってもらう方向となった。
- ・ 火原協の「原子力発電所緊急時対策所の設計指針」を廃止する件については、電力として必要なものであり、指針継続について日本電気協会、原技協等と調整する。

芹澤主査より、資料 No.5-3 に基づき、これまでの検討会における検討状況と今後の課題が説明された。特に意見、コメントはなかった。主な内容は、以下のとおり。

- ・ 原子力規格委員会、法令、国内規格等からの要求事項を反映する。
- ・ 指針として、極力、簡素化した記載にする。

岩崎副主査より、資料 No.5-4, 5-5-3,5-5-4 に基づき、今後の検討の進め方、指針スリム化を盛り込んだ、JEAG4102 改定基本計画（ドラフト）が提案された。

議論の結果、提案は了承された。資料 No.5-4 の法令に関する部分は事業者で対応状況に違いがあることから、各委員持ち帰りで確認することとし、コメントがある場合、次回検討することとした。また、本日サンプルとして提示された本文（別表含む）、解説を、本日の議論を基に主査、副主査で作成して、別途各委員に送付し意見集約することとなった。

主な提案内容は、以下のとおり。

- ・ 改定目的に、業務計画の個別記載内容を決定した背景や考え方を整理しておくことを追加する。
- ・ 改定スケジュールは、H18 年 7 月中に原案作成、10 月中に電力統一案作成、12 月に運転・保守分科会へ上程、H19 年 3 月に原子力規格委員会へ上程、その後パブコメを経て、H19 年 9 月発行を予定。
- ・ 改定に当たっては、原子力規格委員会、法令・技術基準、国内規格等の要求事項を反映する。
- ・ 改定検討に当たって、現メンバーに事業所外運搬に関わる電事連 L L W 委員会及び輸送委員会のメンバーを加える。本指針の構成として、予防措置、緊急時措置、事後措置に区分で全体を構成することとする。法令等の要求から基準とすべき事項については、本文において「しなければならない」という文末尾で明確にし、統一的に解釈できない事項については、解説において「望ましい」という文末尾で示すこととする。のサンプルとして、本文（別表含む）、解説が提示

された。

主な意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 本改定は、防災業務計画策定のためのガイドラインの位置づけでよいのか。利用する側からはわかりにくいものにならないか。

ガイドラインの位置づけに変わりはない。改定に当たって、コード化の考え方により、記載内容が各要求事項に対応していることを立証しておくことが対外的な説明にも有用である。

- ・ 本文と解説の棲み分けとして、法令及び防災基本計画の電力統一的運用に係わる部分は本文で、防災業務計画の作成の考え方や細部運用に係わる部分は解説で記述していきたい。

斎藤常時参加者より、資料 No.5-5-1, 5-5-2 に基づき、各委員からの指針改定案に対する意見の集約結果が説明され、その意見に対する改定案への反映について議論した。意見が相反するものは検討した上でどちらかを反映、同一意見の場合は反映することとした。時間の関係から各委員持ち帰りで各意見に対する改定案を検討することとし、次回検討することとした。

主な意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 関係法令の中で、各法令毎に一部改正年月日まで記載しているが、改正の都度指針も改定になる。

他の規程、指針には「関係法令」の項目はなく、直接本文に法令名を記載している。今後の検討課題にする。

(6) その他

- 1) 次回検討会は、7月下旬か、8月上旬を予定し、具体的な日時は別途連絡する。議題は今回の改定案の継続検討。
- 2) 次回運転・保守分科会の開催日は、8月10日(木)か、8月11日(金)のいずれかの予定である。事業所外運搬に係わるメンバーを検討会に追加することの承認をいただく予定。JEAG4102-1996 改定案の提示については次回検討会で議論する。
- 3) 火原協の「原子力発電所緊急時対策所の設計指針」の扱いは、電事連で指針存続をお願いするとともに、その後の対応は事務局で調整する。

以上